

令和 7 年度関税率・関税制度改正要望事項調査票（適用期限のない関税制度の変更）

要望元：外務省中東アフリカ局中東第一課

品名（関税率関係）又は 制度名（関税制度関係）		便益関税								
改正要望の内容		レバノンに対して便益関税を適用する。								
税 番	統計 細分	品 目	改正前税率			改正後税率			W T O 譲許税率	備 考
			基本	暫定	特惠	基本	暫定	特惠		
		—								
改正要望内容の 施行期日及び適用期間		2025 年 4 月 1 日から導入								
改正を要望する品目又 は制度をめぐる状況		<p>① 現状</p> <p>（１）我が国は、①W T O 非加盟国・地域で、②日本との二国間条約を結んでいない国・地域であっても、③実質的に我が国に対し最恵国待遇（M F N）と同様の取扱いをしている国・地域については、相互主義に則り、その国・地域との外交関係をも考慮しつつ、関税定率法第 5 条に基づき、協定税率（M F N）と同等の税率を適用している場合がある（便益関税制度）。現在、W T O 交渉中のレバノンに対しては、便益関税を適用してはいない。</p> <p>（２）一方、レバノン側では、関税法第 32 条において、F T A に基づく特惠税率が適用される国以外の国に対しては、通常税率（Ordinary Tariff）が適用されると規定するほか、レバノンに関する W T O 加盟作業部会の報告書（2017 年付）からも（一部の F T A を除き）我が国も含めて M F N ベースで関税が適用されることが確認でき、我が国に対する差別的取扱いは認められない。</p> <p>（３）我が国の対レバノン貿易（2023 年財務省貿易統計）は、輸出は 463 億 9,889 万円、輸入は 8 億 3,218 万円。日本からレバノンへの輸出が圧倒的に多い状況から、レバノン経済省は日本への輸出促進を希望している。また、日本からレバノンへの輸出品目は、車両等の輸送機器が 70% 以上を占め、レバノンから日本への輸出品目は金属類が約 70% を占める。</p> <p>一方、レバノンのワインを含む飲料の輸出額は 105 百万米ドルで、輸出総額 4,485 百万米ドルの約 2.34% に相当する（2022 年）。レバノンは、ワインを含む農産品の輸出促進にも取り組んでいる。</p> <p>② 問題点</p>								

	<p>レバノン側が、わが国に対して実質的にMFNと同様の取扱いをしている中で、我が国がレバノンに対してMFNと同様の税等を適用しないことは、相互主義の観点から問題となり得る。また、レバノン側が我が国に対し、外務大臣を始めとするハイレベルから要請しているレバノン産ワイン等の関税引き下げ等が実現しないことは、日・レバノン二国間関係にも影響を与え得る。さらに、2019年以降、未曾有の経済危機に見舞われているレバノンにとって、経済復興の一つの鍵がレバノン産品の輸出促進を通じた国内産業の活性化であり、日本も国際社会の責任ある主要国としてこれを支援する必要がある。更に、複合的危機に直面するレバノンの着実な復興と安定に寄与することは、中東地域全体の平和と安全にとって極めて重要。</p>
<p>改正の必要性と目的達成の見通し</p>	<p>① 改正の方向性</p> <p>上記レバノン側からの要望に対しては、レバノン側が一部のFTAを除き我が国に対してMFNベースで関税を適用していることに鑑みれば、我が国としては、相互主義に則り、また、レバノンとの外交関係も考慮し、便益関税の対象とすることは妥当である。</p> <p>なお、仮にレバノンがWTO加盟を果たした場合は、他の国の例と同様、その時点で適用対象から外すこととなる予定。</p> <p>② 改正目的達成予定時期</p> <p>2025年4月1日。</p>
<p>改正の効果と妥当性</p>	<p>① 改正によって期待される効果</p> <p>2019年以降、未曾有の経済危機に見舞われているレバノンにとって、レバノン産品の輸出促進を通じた国内産業の活性化が経済復興の一つの鍵となっている。特に、ワインはレバノンの主要輸出品の一つ。</p> <p>レバノン側から、外務大臣を始めとするハイレベルよりレバノン産ワイン等の関税引き下げについての要請や、MFNベースの関税適用の希望があり、便益関税適用は、二国間経済関係強化、ひいては二国間関係全般の強化に大いに資する。</p> <p>② 改正によって生じうる影響</p> <p>本件実施による我が国経済、産業界への影響は極めて限定的。</p> <p>③ 改正の妥当性</p> <p>レバノンに対して便益関税を適用することは、レバノン側の関税制度が一部のFTAを除きMFNベースで適用されていること、レバノン産ワイン等の関税引き下げを含めMFNベースの関税適用の希望があること、また、便益関税適用は、二国間経済関係強化、ひいては二国間関係全般の強化に大いに資する観点から重要である。</p>
<p>政策評価・関連措置</p>	<p>① 本要望に関連する政策評価</p> <p>—</p>

	<p>② 当該政策評価の結果と改正の関係</p> <p>—</p> <p>③ 政府方針と改正の関係</p> <p>—</p> <p>④ 関連措置</p> <p>—</p>
--	---

○ 改正経緯

これまでの改正状況	平成 29 年にリベリアとアフガニスタンについて、WTO加盟に伴い適用対象から削除。
措置による効果	上記はWTO加盟に伴う適用対象削除のため影響はなし。